

第13回国際クラス別パラ卓球選手権大会 新型コロナウイルス感染症に関する大会開催の可否について

第13回国際クラス別パラ卓球選手権大会開催にあたり、新型コロナ感染症への対応について、関係機関の対応方針に即して以下の基準を定める。

●開催可否の判断

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、主催者は大会開催可否について検討する。

※以下の状況となった場合、自動的に大会中止を決定するものではない。

- (1) 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令された場合。
- (2) 開催地、自治体独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合。
- (3) 開催都道府県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可、またはその恐れがあると判断した場合。
- (4) 選手の参集が困難な場合(申し込み者 1/4 以上の参集が困難なとき)。
- (5) 参加者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合。
- (6) その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合。
- (7) 開催県の基準に準じて開催する為、大阪市管轄の中で医療の逼迫状況が「病症使用率・感染者 500 人以上」「重症病床使用率・50%以上」の場合。